

SuMi TRUST CLUB クリアカード特約

■改定内容一覧

2018年3月5日改定

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在の会員規約)	変更後
3	1	3	1	1.クリアカードのリボルビング払いの毎月支払元金は、会員規約にある「SuMi TRUST CLUBカード別表 2.支払方式および支払元金」のテーブルで規定する締切日利用残高に応じた「フレックス変額コース(残高スライド方式)」の支払元金を基礎とし、1万円から5万円の間(1万円単位)で会員が支払元金としてあらかじめ指定した金額(以下「指定金額」といいます。)が締切日時点で当社に登録されている場合は、フレックス変額コースの支払元金と指定金額とを比較して高いほうの金額(同額の場合はいずれか一方の金額)が、当該締切日において計算される約定請求債務の支払元金になるものとします。なお、指定金額の登録がない場合は、「フレックス変額コース(残高スライド方式)」のテーブルで規定される支払元金となります。	1.クリアカードのリボルビング払いの支払元金は、会員規約にある「SuMi TRUST CLUBカード別表【リボルビング払いのご案内】 2.支払方式および支払元金」および「SuMi TRUST CLUBカード別表【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】 2.カードローン支払方式および支払元金」のテーブルで規定する締切日利用残高に応じた「フレックス変額コース(残高スライド方式)」の支払元金を基礎とし、1万円単位で会員が支払元金としてあらかじめ指定した金額(以下「指定金額」といいます)が締切日時点で当社に登録されている場合は、フレックス変額コースの支払元金と指定金額とを比較して高いほうの金額(同額の場合はいずれか一方の金額)が、当該締切日において計算される約定請求債務の支払元金になるものとします。なお、指定金額の登録がない場合は、「フレックス変額コース(残高スライド方式)」のテーブルで規定される支払元金となります。
3	2	—	—	2.前項の比較によって支払元金が締切日ごとに設定される支払方式を「クリアカード方式」といいます。	2.前項の比較によって支払元金が締切日ごとに設定される支払方式を「クリアカードコース(残高スライド方式)」といいます。
4	—	—	—	1.当社は、会員がクリアカードでショッピングを利用した当日から、利用後最初に到来する締切日を経て初回の支払日前日までの期間については、リボルビング払い手数料を会員に請求しないものとします。 2.当社は、売上データを受け付けた日以降最初に会員に請求するリボルビング払い手数料について、初回の支払日当日から次の締切日までの期間の利用残高に対して当社所定の手数料率を乗じて年365日(うるう年の場合は366日)の日割りにて計算し、元本に加工して初回支払日の翌月の支払日に支払うものとします。以後のリボルビング払い手数料は、締切日翌営業日から翌月締切日までの利用残高に対して同様に日割りにて計算されます。	(削除)
5	1	—	—	第5条(カードローン) 1.クリアカードのカードローンの貸付利率は、当社が審査し適当と認めて貸付利率を別途定める場合を除き、会員規約の定めにかかわらず実質年率15.0%とします。	第4条(支払方式の変更) (削除)
5	2	4	—	2.カードローンの支払方式は、「フレックス変額コース(残高スライド方式)」のみとなり、「定額コース(毎月元金定額方式)」へのコースの変更はできないものとします。	クリアカードの支払方式は、「クリアカードコース(残高スライド方式)」のみとなり、他のコースへの変更はできないものとします。
6	—	5	—	第6条(キャッシングサービス) 当社は、会員がクリアカードを使用してキャッシングサービスを利用した場合であっても、カードローンの利用があったものとして取り扱うものとします。	第5条(キャッシングサービス) 当社は、会員がクリアカードを使用してキャッシングサービスを利用した場合であっても、カードローンの利用があったものとして取り扱うものとします。